

# 大規模地震に関する申し合わせ(改正案)

平成16年10月13日 代表者会議了承  
 平成19年 9月11日 代表者会議一部改正  
 平成24年 3月16日 代表者会議一部改正  
 平成 年 月 日 代表者会議一部改正

議員は、下表の区分により、この申し合わせ及び議長が別に定めるマニュアルにしたがって行動する。三重県沿岸に津波警報が発令された場合は、震度5弱、三重県沿岸に大津波警報が発令された場合は、震度5強の地震が発生した場合に準じて原則行動する。

休会・閉会中	
大規模地震発生前	本会議等開催中
<p>「東海地震注意情報」又は「東海地震予知情報」(警戒宣言)が発表されたとき</p>	<p>(本会議) 議長は、ただちに延会を宣告する。 (委員会等) 委員長等は、ただちに委員会等を閉会する。 (議員の対応) 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は退庁し、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。</p>
<p>県内において震度5弱の地震が発生したとき</p>	<p>(本会議) 議長は 暫時休憩し、議会運営委員会に諮り、延会又は継続を決定する。 (委員会等) 委員長等は、閉会又は議事の継続を決定する。 (延会した場合の議員の対応) 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は退庁し、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。</p>
<p>大規模地震発生後</p>	<p>(本会議) 議長は、ただちに延会を宣告する。 (委員会等) 委員長等は、ただちに委員会等を閉会する。 (議員の対応) 正副議長は在庁し、議会の対応を総括する。 他の議員は退庁し、不急の外出は見合わせ、自宅等で待機する。</p>
<p>県内において震度5弱以上の地震が発生したとき</p>	<p>地震発生の日から起算して5日目の午後1時から代表者会議を開催し、議会の対応を協議する。(自動招集) 議長は、代表者会議を開催する必要がある場合又は開催日時や場所を変更する必要がある場合は、その旨、関係者に通知するものとする。 他の議員は、議会としての対応が決定されるまでの間、原則として地域において被災状況の把握等、災害対策活動にあたる。</p>

議会事務局は、東海地震に関する注意情報又は予知情報及び地震発生時の被害状況、救援・救護体制、緊急対策等の情報を防災情報システム等から入手し、原則としてFAXにより全議員へ提供する。